

宮城県地域年金事業運営調整会議設置要綱

（目的・設置）

第1条

宮城県民の年金制度に対する理解をより深め、制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業等の地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、仙台東年金事務所に宮城県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 調整会議は次に掲げる事項を所管する。

- （1）各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- （2）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- （3）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

（委員の構成）

第3条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、仙台東年金事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を仙台東年金事務所地域調整課に置く。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合等、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、仙台東年金事務所長が定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月23日から施行する。

この要綱は、平成28年 2月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 7月 1日から施行する。この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は第5条1項の規定に関わらず、仙台北年金事務所が参集を求め、県内の年金事務所長または事務センター長がその議長となる。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。この要綱の施行の日以後に開かれる会議は平成28年 7月 1日の附則に関わらず、第5条1項の規定のとおり取り扱う。

この要綱は、平成29年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 7月17日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月18日から施行する。

この要綱は、令和 2年 1月23日から施行する。

この要綱は、令和 3年 7月19日から施行する。

この要綱は、令和 4年 7月14日から施行する。

この要綱は、令和 5年 7月10日から施行する。

宮城県地域年金事業運営調整会議委員

宮城県代表年金事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼する等、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

[学識経験者]

- (1) 熊^{くま} 沢^{ざわ} 由^ゆ 美^み 東北学院大学

[官 公 庁]

- (2) 菅^{すが} 原^{わら} 昭^{あき} 喜^{よし} 厚生労働省東北厚生局

- (3) 相^{あい} 原^{はら} 幹^{かん} 司^じ 宮城県保健福祉部

- (4) 角^{つの} 田^だ 強^{きょう} 宮城県市長会

- (5) 宮^{みや} 下^{した} 尚^{なお} 久^{ひさ} 宮城県町村会

[教 育 関 係]

- (6) 遠^{えん} 藤^{どう} 秀^{ひで} 樹^き 宮城県教育庁

- (7) 高^{たか} 橋^{はし} 賢^{けん} 宮城県高等学校長協会

[関 係 団 体]

- (8) 藤^{ふじ} 代^{しろ} 哲^{てつ} 也^や 全国健康保険協会宮城支部

- (9) 稲^{いな} 妻^{ずま} 敏^{とし} 行^{ゆき} 宮城県商工会連合会

- (10) 石^{いし} 井^い 満^{みつ} 裕^{ひろ} 一般財団法人 宮城県社会保険協会

- (11) 大^{おお} 山^{やま} 邦^{くに} 夫^お 一般社団法人 宮城県年金協会

- (12) 佐^さ 藤^{とう} 大二郎^{だいじろう} 宮城県社会保険労務士会

- (13) 佐^さ 藤^{とう} 憲^{のり} 康^{やす} 宮城県商工会議所連合会

[年 金 委 員]

(14) ^{みち}道 ^{また}又 ^{ごう}豪 宮城県社会保険委員会連合会

[報道関係者]

(15) ^{ひと}一 ^{こと}言 ^{りょう}亮 ^{すけ}輔 日本放送協会仙台放送局

(16) ^{ねり}練 ^う生 ^{かわ}川 ^{まさ}雅 ^し志 株式会社 河北新報社